七章、第八章並びに第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号までに規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号までに規定する会社並びに第六項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

一　新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びに第六項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二　事業再生会社（第五項第四号から第十一号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

［9～11　略］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七　［略］

［2～5　略］

6　前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当

二　事業再生会社（第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

［9～11　同上］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］